

インドの契約農業－中央政府が「契約農業モデル法」発表－

2018年5月22日、Radha Mohan Singh 農業大臣が「契約農業モデル法」を発表した。国連食糧農業機関（FAO）は契約農業を、「特定の農産物の生産と流通条件を定めた買手と農家間の約定にしたがって実行される農業生産システム¹」と定義している。

モデル法の正式名称は、”The . . . State/UT Model Agriculture Produce and Livestock Contract Farming and Services (Promotion & Facilitation) Act, 2018（〇〇州、農産物ならびに畜産物契約農業・サービス（促進と円滑化）モデル法）。中央政府はこの日州政府の農業担当大臣を集め、本モデル法の詳細説明を行うとともに州法としての採用を呼び掛けた。これに先立ち、Arun Jaitley 財相は2017-18年度予算のスピーチにおいて、果物・野菜生産農家が結集することでより良い販売価格と収穫後のロス削減を実現することを提唱し、その具現化として契約農業モデル法を策定して、その採用を州に働きかけると約束していた。「2022年までに農民所得を倍増」する政策の一環である。政府は2017年12月、モデル法草案をWeb掲載し、関係者の意見を募り、2018年1月にはそれを踏まえた修正版を再度Web掲載し更なるフィードバックを加味した上で今回の最終形を発表した。

モデル法の目指すところは、農家に、市場価格変動リスク（特に果物・野菜）を回避させ、利益の出る価格（remunerative price）での作物の買取りを保証することだ。しかし5月22日に集まった州農業担当大臣は十数名にとどまったと言われ、これが関心の薄さを反映したもののなのかが少々懸念される。契約農業は2003年のモデル APMC Act（農産物マーケット委員会法）に具体的に盛り込まれたが、あまり普及していないようだ。その要因として農業市場で力を有する卸業者（trader）や代理人（commission agent）との利害対立が挙げられている（農家が市場を通さず直接買手に販売すればこれらの仲介業者の実入りが減る）。そこで政府は、2017年に策定した新たなモデル APMC Act から契約農業に関する規制を完全に除外した。その前提として今回発表の契約農業モデル法の策定があった。契約農業モデル法は APMC Act の対象外と位置付けられるため州が前者を法律として制定すれば、農家は自由に買手（モデル法では「スポンサー」）と契約を結ぶことができる。またモデル法は契約農業専門の機関（Board ⇒ 契約農業促進、管理、紛争解決、契約登録等を担う）を設け、協定価格決定のためのガイド機能を有するほか、契約当事者双方にとってのモチベーションも用意していることから、契約農業普及を後押しするものと思われる。また力の弱い小規模農家を結集して規模の経済を確保する手段として農業生産者協会（Farmer Producer Organization）や農業生産者企業体（Farmer Producer Company）の活用が盛り込まれている。APMC 法に基づく伝統的な取引市場（Mandi）の良い機能は維持しつつも、一方で農家が買手と対等な立場で契約農業を展開していくことで、農民所得の安定・向上ならびにバリューチェーン拡大を実現することが理

¹ “an agricultural production system carried out according to an agreement between a buyer and farmers, which establishes conditions for the production and marketing of a farm product or products”

想と言える。以下モデル法策定経緯と特徴について政府の言葉で記載しておきたい。

【モデル法策定の経緯】

インドの 1.2 億戸ちかい農家のうち 86%以上が小規模農家（耕作可能面積 2 ヘクタール以下）または零細農家（同 1 ヘクタール以下）である。2011 年の国勢調査では、インドの平均土地所有面積は 1.1 ヘクタールに過ぎず、この状況は悪化の一途である。

こうした農家、とりわけ極小農家は成長可能性に問題があろうし、少なくとも生産性が低いことは確かだ。それでも、農作物の大半を自家用に消費し、余った分を近所の市場で売っている限り、効率性はあまり問題にならなかった。しかし、多くの農産物において市場向け余剰率（Marketable Surplus Ratios）が上昇し、農家の消費支出が増加したおかげで、投入産出比率（Input-Output Ratio）が注目され始めた。農業費用価格委員会（Commission for Agricultural Costs and Prices/CACP）の予測では農業生産コストは毎年上昇している。その一方農家の収入は農産物販売価格に左右されるとすれば、この状況はあまり好ましくない。

こうしたコストと収入管理における効率性を農家レベルで改善できる要因の一つとして、オペレーションの規模がある。小規模農家の土地を（土地を放棄することなく）集めてまとまった単位にすることで規模の経済を達成しうる。契約農業はその手段の一つだ。契約農業は、煎じ詰めれば「農家とスポンサー（購入者）間の収穫期前契約（pre-production season agreement）」と言えるが、これによって収穫後のマーケットの予測不能リスクを農家からスポンサーに転嫁する機能がある。こうしたマーケットリスク・カバーは契約農業の要ではあるが、契約当事者同士のパートナーシップを広げる役割もある。つまり、スポンサーは契約条件に従って、専門家として原材料、技術、発展教育（extension education）の提供、収穫前後のインフラやサービスの管理を行うことを約束するため小規模零細農家は経営効率という追加的な利益を受けられることになる。

本モデル法は、その策定を専門の委員会に委ねたが、その際の唯一の指針は農民の、とりわけ小規模零細農家の利益（土地所有権、高い生産性、生産コスト減、より高い農産物対価）の保護と促進であった。一方でスポンサーが農家のマーケットリスクを取ってなお契約農業に魅力を見出せるようなインセンティブ作りにも配慮している。即ち、法の規定は農家、スポンサーの両者の Win-Win フレームワークを作ることを目的としている。そして法律のガイド役となり、審判役となるものとして理事会（Board）の組織を義務付けている。また、農業の広大な範疇に鑑み、農業、園芸、畜産、酪農、養鶏、漁業を総合的にカバーしている。さらに、生の農産物のみならず一次加工品も含めている。モデル法の特徴は以下の通りだ。（*は筆者補足）

- ★ 契約農業法の運営、契約農業推進機関として、農業専門家から成る州レベルの「理事会（Board）」を設置する。
- ★ 契約農業に加えて、生産開始前、生産、収穫後といった一連のバリューチェーン上にあるサービス契約もカバーしている。
- ★ 契約農業、サービス契約、その他契約のスポンサーの登録と契約内容を記録するための、「登録および合意書記録委員会（Registering and Agreement Recording Committee）」または同等の役割を担う局長（Officer）を県、郡（taluka, block）レベルで配置する。
- ★ スポンサーによる農家への相談サービス（extension services）を始めとした生産サポー

トの提供。具体的には高品質の原材料、科学的農法、技術、経営手法、それに必要なクレジットの提供など。

- ★ 契約対象作物（家畜）の作物保険（家畜保険）付保を義務化する。
- ★ 契約農業法の下での契約農業等は APMC Act（農産物マーケット委員会法）の対象外となる。（*農家・スポンサー間の直接取引となることから）APMC 市場での取引で課せられる入場料（market fee）や代理人手数料（agent commission）が掛からないため、5～10%のコスト節約となる。
- ★ 農家の土地・敷地への建築物常設を禁止する。
- ★ 農家の土地の権利・権利書のスポンサーへの付与を禁止する。
- ★ 小規模零細農家の結集による規模の経済追求を目的とした、農業生産者協会（Farmer Producer Organization/FPO）と農業生産者企業体（Farmer Producer Company/FPC）の促進。農家が認めた場合 FPO/FPC が農家に代わって契約農業の当事者となることもできる。
- ★ 契約対象作物・畜産物（含むこれらの加工品）について、予め合意した量を（*スポンサーが）全て買い上げることを保証する。
- ★ モデル法は、契約当事者が買取価格を協定する際のガイド機能を有す。また、市場価格が大きく変動した際、双方の Win-Win フレームワークにそった買取価格調整機能を有す。
- ★ 村落レベルで、契約農業当事者で構成する契約農業促進グループ（Contract Farming Facilitation Group）を作り、原材料の選択、グッド・プラクティス、農産物の選別、格付け、パッキング、発送、収穫後活動などを促進する。
- ★ 契約農業合意書で取り決めた作物の品質パラメーターによる買い取り。
- ★ 契約違反により紛争処理を低いレベルで行う。（*合意書に双方が同意する第三者調停人を盛り込む）

—了—

本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。
ご利用に関しては、すべてお客さまご自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。
本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。
本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。